

定期報告(防火設備)の報告サイクル

(1)所有または管理する建物が、平成28年(2016年)5月31日以前から存するもの又は検査済証の
 交付日が平成29年(2017年)5月31日以前の場合

- (ア) 第1回目の定期報告 平成30年(2018年)6月1日から令和元年(2019年)5月31日まで
- (イ) 第2回目以降の定期報告 毎年、前回の定期報告の属する月の1日から末日まで

報告(例)

《第1回目》 H30年(2018年)6月1日 R1年(2019年)5月31日

6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
----	----	----	----	-----	-----	-----	----	----	----	----	----

← この期間内に第1回目の報告をしてください →

	1回目	
(例) 10/5に報告する場合	10/5	1年
	2回目	
《第2回目》	10月	1年
	3回目	
《第3回目》	10月	

第2回目以降の報告月は毎年、前回の報告月と同月、報告期間は1日から末日
 (例)の場合、第1回目が10/5なので第2回目以降は毎年10月1日から末日までが報告期間です。

(2)所有または管理する建物の検査済証の交付日が平成29年(2017年)6月1日以後の場合

- (ア) 第1回目の定期報告 令和元年(2019年)6月1日以後、交付日に相当する日から3カ月を経過する日まで
- (イ) 第2回目以降の定期報告 毎年、前回の定期報告の属する月の1日から末日まで

報告(例) 検査済証の交付日がH29年(2017年)10月5日の場合

◎直近は免除 H30(2018)年度の報告は免除

《第1回目》 H31(2019)年度

	交付日に相当する日 R1年(2019年)10月5日	3カ月を経過する日まで R2年(2020年)1月4日まで
--	------------------------------	---------------------------------

10月	11月	12月	1月
-----	-----	-----	----

← この期間内に第1回目の報告をしてください →

	1回目	
(例) 12/7に報告する場合	12/7	1年
	2回目	
《第2回目》	12月	1年
	3回目	
《第3回目》	12月	

第2回目以降の報告月は毎年、前回の報告月と同月、報告期間は1日から末日
 (例)の場合、第1回目が12/7なので第2回目以降は毎年12月1日から末日までが報告期間です。

(3)検査から報告までのタイミング

定期報告書、定期検査報告概要書及び検査結果表は、**提出する日の前3カ月以内に検査し、作成したものでなければならない。**